

市谷議員 再要望項目一覧

令和元年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. セクハラ禁止の徹底について</p> <p>○県立施設の指定管理者となっている団体の職員が、「環境的セクハラ」で処分されている。しかし、職場内で訴えても、団体内での対応が遅く、処分内容も「訓告」と、軽いものに留まっている。職場内の職員同士の問題に留まらず、利用者からも不快であると「県民の声」にも投書があった。県立施設の指定管理者の指定に当たっては、セクハラ行為の禁止を盛り込み、発生した場合は厳しく処分する旨規定し、県としても指導すること。</p>	<p>セクハラ行為の防止については、指定管理者制度の適用の如何に関わらず、男女雇用機会均等法において、就業規則等への規定や相談体制の整備等の防止措置を講じることが事業主へ義務付けられている。</p> <p>なお、指定管理者選定に当たっては、「労働関係法令の違反によって、公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。」を要件とするとともに、審査に当たり、「関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の有無」を評価内容としているが、今後、ハラスメント防止の取組状況を加えるなど、審査項目を具体化することも考えてみたい。</p>
<p>2. 「就労継続支援事業所体制強化事業」について</p> <p>○平成30年度の報酬改定で、4割強の事業所が報酬減となり、重度や精神障がい者が利用日数や利用時間の短い方への支援がおろそかになるのではないかと不安の声もあり、議会決算審査の指摘も受け、今回6月補正で支援策が提案されようとしている。しかし、「作業切り出し」や「作業場の環境整備」だけでは、工賃単価が上がらず、実際の報酬減に伴う、運営の困難性を克服することにはつながらない。報酬差額補填のような支援制度を構築すること。</p>	<p>就労継続支援事業所体制強化事業は、決算審査特別委員会の指摘を受け、利用率や工賃向上を目的として重度、精神障がいの方等で利用日数や利用時間の短い方に適した作業の切り出しを行うことや来所しやすい環境を整備しようとするものである。</p> <p>なお、工賃は就労系障がい福祉サービス事業所において、障がいがある方が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるものであるから、公費で事業所に報酬を補てんするような補助は考えていない。</p>
<p>3. 「多面的機能支払い交付金事業」について</p> <p>○支払いが、1年目一括払いから、5年間での分割払いになるとのことであるが、支援額が、平地で0～50畝は廃止され、中山間地では、面積が少ないところは減額となっている。これでは農地の維持につながりにくい。最低でもこれまで通りの額が出るように、県が支援すること。</p>	<p>本事業では、組織の広域化を推進するため、国加算措置の対象とならない面積規模について、県が独自に加算措置を行っている。</p> <p>平地については、平成30年度実績で一組織当たりの活動面積が38.2haであったことから、更なる広域化を推進するため、50ha～200haについて、県が独自に支援することとした。</p> <p>また、容易に広域化が進みにくい中山間地域については、50ha～200haでの本年度の国加算措置単価が平成30年度に比べて引き下げられたため、県としては平成29年度と同程度の水準となるよう、独自に支援していく。</p>
<p>4. ジャパンディスプレイについて</p> <p>○鳥取での経営は維持されるとのことであるが、全体で1000人規模の早期希望退職を募ると報道されている。その一方で職場では人手不足もあるとのことである。県企業立地補助金を出している企業であり、雇用を維持するよう求めること。「早期希望退職」のやり方が、労働者本人を無理やり追い込むようなやり方をしたり、退職後に、派遣などの安い給料で同じ仕事をさせるようなことがないよう、労働者の権利が守られるよう求めること。</p>	<p>4月25日、(株)ジャパンディスプレイの月崎社長に対し、知事から鳥取工場の存続と発展的な事業展開について要望した。同社月崎社長からは、鳥取工場は車載ディスプレイ部門の最重要拠点であり、今後も責任をもって伸ばしていく旨の回答を得ている。</p> <p>その後、5月15日に同社が「1,000人規模の早期希望退職募集」を発表したことから、5月28日、改めて県から同社に対し、従業員及び地域の不安解消に向けた取組を求める要望を行った。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>5. 波止でのつり禁止について</p> <p>○県内の波止は、事故があったことをきっかけに、つりが禁止されている。一方で国交省が、安全対策の「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」も作成し、「釣り文化振興促進モデル港」の取り組みを促進している。地域や市町村、関係者から、安全対策をとることを前提に波止での釣りの要望があれば、釣りができるように手続きをすること。</p>	<p>「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」によれば、防波堤を釣り利用として供する場合には、事故防止に必要な安全対策に加え、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を明確にした上で、利用者の安全が確実に措置されるための管理運営体制が必要とされている。</p> <p>よって、地域や市町村、関係者から、安全対策をとることを前提に波止での釣りの要望があればガイドラインに基づいて対応していく。</p>